

4月1日から国民年金保険料の産前産後 期間の保険料免除制度が始まります

4月1日(月)から、国民年金第1号被保険者が出産を行った際に、産前後の一定期間の保険料が免除される制度が始まります。

産前産後期間の免除は、将来、年金を受給する際に納めた期間として計算されます。

対象となる方

・国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方

保険料が免除される期間

▼**単胎妊娠の場合**
出産予定日または出産日の属する月の前月から4か月間

▼**多胎妊娠の場合**

出産予定日または出産日の属する月の3か月前から6か月間

※出産とは、妊娠85日(4

か月)以上の出産で、死産・流産・早産された方も含みます。

付加保険料の納付ができます

国民年金第1号被保険者の方は、定額保険料に付加保険料(月額400円)を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やすことができます。

産前産後期間は、国民年金保険料は免除されますが、付加保険料は納付することができます。

付加保険料の納付を希望する方は別途申請が必要です。住民課国保年金班または年金事務所へお問い合わせください。

産前産後免除の申請方法

申請先

住民課国保年金班

申請受付

出産予定日の6か月前から申請できます。

※ただし、申請受付は4月1日(月)からとなりますので、ご注意ください。

申請書類

申請書は、4月1日(月)から住民課または年金事務所に備え付けます。

▼**出産前に申請する場合**

出産予定日が分かる母子健康手帳などをお持ちください。

▼**出産後に申請する場合**

出産日は住民課で確認できるため、母子健康手帳などは原則不要ですが、被保険者とお子さんが別世帯のときには、出生証明書などの出産日と親子関係が分かる書類をお持ちください。

問 千葉年金事務所

☎043(242)6320

住民課国保年金班

☎(84)1214

国民年金保険料

退職(失業)による特例免除

国民年金保険料の納付について、退職(失業)により保険料を納めることが難しくなった場合は、申請により免除または猶予される制度があります。

通常の免除・猶予申請は、本人・配偶者・世帯主の前年所得が審査対象になりますが、退職(失業)時の特例免除では、退職(失業)者の所得が審査対象から除外されます。

※退職(失業)者以外に一定額以上の所得がある方がいる場合は、特例免除は認められませんので、ご注意ください。

◎申請に必要なもの

- ・個人番号(マイナンバーカード・通知カード等)または基礎年金番号(年金手帳等)が分かるもの
- ・印かん
- ・失業していることが確認できる公的機関の証明書の写し(雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書等)

問 千葉年金事務所 ☎043-242-6320

住民課国保年金班 ☎84-1214

